

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成23年12月1日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

12月1日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第46号所管分の審査	2
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（弘豊委員）	
議案第48号の審査	7
議案第51号の審査	7
議案第50号の審査	7
質疑（山崎雅数委員）	
議案第53号の審査	8
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（南野直司委員、弘豊委員、山崎雅数委員）	
採決	11
閉会の宣告	12

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成23年12月1日(木) 午前10時1分 開会
午前11時6分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 森内一歳	委員 南野直司	委員 弘 豊
委員 山崎雅数	委員 嶋野浩一朗	

1. 欠席委員

副委員長 本保加津枝

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
保健福祉部長 福永富美子 同部次長兼国保年金課長 堤 守
同部参事兼高齢介護課長 山田雅也 保健福祉課長 前野さゆみ
高齢介護課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子
障害福祉課長 吉田量治 保健福祉課長代理 丹羽和人

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局局次長 藤井智哉 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件(審査順)

議案第46号 平成23年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
議案第48号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第51号 平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第50号 平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第53号 摂津市立地域福祉活動支援センター条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○森内一歳委員長 ただ今から民生常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きょうから12月1日、いよいよ師走に入りましたけれど、朝からきょうも嶋野議長と一緒に警察での歳末警戒部隊発隊式に行ってきたところでございますけれども、だんだん慌ただしくなります中、きょうは委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、きのうの本会議で付託されました案件について、ご審査をいただくわけでございますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

一旦、退席させていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○森内一歳委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、弘委員を指名いたします。

審査の順序については、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

議案第46号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

福永保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 議案第46号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第3号)のうち、保健福祉部の所管する事

項につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、一般会計補正予算書10ページ、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金1,369万6,000円の増額は、特別障害者手当等給付金や障害福祉サービス費等給付費の増加等に伴う国庫負担金の増でございます。

款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金1,225万2,000円の増額は、保険基盤安定負担金の確定や障害福祉サービス費等給付費の増加に伴う府負担金の増でございます。

また、項2、府補助金、目2、民生費府補助金392万3,000円の増額は、府からの権限移譲に伴い、改修が必要となる障害福祉システムの財源として交付されるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、20ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費の増額は、介護予防ケアプランの原案委託件数の増加に伴う介護予防支援業務委託負担金の増額や、広域連合医療給付費等の確定に伴う過年度精算金のほか、保険基盤安定負担金の確定等に伴う各特別会計への繰出金の増減額などを計上いたしております。

目7、障害福祉費では、歳入で説明いたしました障害福祉システム委託料や障害福祉サービス費等給付費を計上いたしております。

以上、保健福祉部の所管分にかかる補正予算(第3号)の補足説明とさせていただきます。

○森内一歳委員長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、数点にわたってお聞きしたいと思います。

最初に、補足説明がございました歳入の中の10ページ、府支出金、府補助金で、障害者自立支援対策臨時特例交付金というのが、府の権限移譲に伴うシステムの改修という説明がございましたけれども、具体的にどういう業務を新たに取り組まれるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

また、同じページ、歳入の中で障害者自立支援給付費の負担金が、国や府から、それぞれふえているということですが、この給付の伸び、市内におけるサービスの量がふえている実態等々あるのかと思いますけれども、そうした中身についても、あわせてお聞かせいただければと思います。

次に、歳出のほうになりますが、この補正予算書の20ページ、社会福祉総務費の中の負担金、補助金及び交付金で、介護予防支援業務委託負担金というのが245万5,000円、上がっておりますけれども、この中身についてもお聞かせいただけたらと思います。

以上、3点よろしくお願いたします。

○森内一蔵委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 ただ今ご質問いただきました介護予防支援業務委託負担金についてですが、これは要支援認定者へのケアプランの原案につきまして、居宅介護支援事業所に作成を委託することにかかります支払い事務の費用でございます。

これは、当初見込んでいた件数を上回るということが予測されますために、今回245万5,000円の増額をさせていただくものです。

この状況につきまして、要支援認定者数については、昨年の上半期ぐらいまで

は1か月当たり約640件前後で推移しておりましたが、昨年の下半期以降、約10%程度の増加という傾向にありまして、その傾向が十分、今年度の当初予算のときに精査できていなかったために、今回の補正ということで上げさせていただくことになったものでございます。

○森内一蔵委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、弘委員の2点のご質問についてお答えさせていただきます。

1点目の障害者自立支援臨時対策交付金の件でございますが、平成24年度の自立支援法の制度改正におけるシステム改修でございます。主な制度改正は障害児支援の強化ということで、新たな障害児のサービスを、今までは大阪府が主体として実施していたサービスを、市町村で行うということで、市で給付決定等を行うことが決定しておりますので、そちらの関係の受給者証も含めてのシステムの改修を行う予定をしております。

また、相談支援の強化ということで、新たなサービスが追加されておまして、それらのサービスメニューの増加が、主なサービスのシステム改修の理由になっております。

2点目の市内における給付の伸びの状況等でございますが、主に今回、補正予算で上げさせていただいた補正の主な理由ですが、先ほどもお話がありましたように、福祉作業所等の新体系への移行が、この7月をもってすべて完了いたしましたので、その通所のサービスが、介護給付に新たに増額されております。

本来、この福祉サービスに、作業所がどの時期に移行するのかというのは、今年度中ということになっておりましたので、当初十分に把握できていなかったということが1点ございます。

2点目は、平成24年度の改正の中で、今年度の10月からケアホームの家賃助成の制度及び視覚障害者の方の付き添いのサービスが介護給付・訓練等給付で新たに始まりましたので、そちらの予算を計上させていただきました。

あと、非常に重度の方が摂津市内に転入をされたりとか、居宅介護のサービスの増加が当初よりも約20%程度ふえているというような状況で、今回、補正予算に上げさせていただいた状況でございます。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、2回目の質問をさせていただきますが、最初の、このシステム改修の件ですね、臨時特例交付金を使っての新年度、来年度からの制度の変化というようなことをご説明いただきましたけれども、府が主体となって行ってきたこれまでの事業の権限移譲ということで、最初、部長から説明を聞きましたけれども、その辺は法の改正によって全国一律でやられると受けとめておけばいいのかどうか。

また、障害の児童の支援の強化というようなことの説明をいただきましたけれども、その点で新年度以降、市の持ち出しがこれまでと比べると、ふえていくようなことを耳にしたんですけれども、どういう状況になっていくのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、相談支援の強化で、サービスメニューの増が今後、見込まれるというようなこともあわせてご説明いただきましたけれども、新たに、その障害者総合支援センターの中での相談支援をこの間、取り組んできていますが、また、更に加えて支援の中身、この事業が何かしら変わっていくということを想定されているのかどうか、そうした実態について

お聞きしておきたいと思っております。

あと、障害給付の伸びということでご説明をいただきました。作業所の新体系への移行にかかわっては、これまでもさまざまご説明を聞いておりますが、この時期が7月だったということで、そのあたり、年度の中でも前のほうであったことから、補正では今回、増額の計上になってきたのかなということで理解しました。

あわせて、今年10月から始まった新たなサービスについて、もう少し詳しく聞けたらと思うんですが、ケアホームの本市における実態ですね、また、視覚障害者の方の付き添いといえますか、従来だったらガイドヘルパーで取り組んでるところを、10月からは、また違った制度になったと理解しているんですが、その中身についても、お聞かせ願いたいと思っております。

もう1点、ケアプラン原案の作成にかかる介護予防支援業務の委託負担金のところで、要支援認定者数が昨年下半年以降10%ほど伸びているということをお聞きしました。要支援認定の数が伸びているということでありまして、そのあたり、この間、市が取り組んでいるケアプランの原案作成、また、委託に出している部分がかなりふえていっていることになると、今の体制の中で、いっぱいいっぱいになってるところもあるのかなということで理解もしてはいるんですけれども、現場の実態、受け皿というところで、市内の介護現場サービス提供事業者あたりの状況等々を含めて、どういう認識といえますか、今の状況をみておられるのかお聞きしておきたいと思っております。以上、2回目の質問です。

○森内一蔵委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、弘委員の2回目の質問、5点かと思うんですけ

れども、お答えさせていただきたいと思
います。

まず、この府からの権限移譲という具
体的にはそういう内容ですが、これは全
国一律の法律改正によるものというこ
とで、身近なところでの児童の通所施設
の実施主体が、都道府県から市町村へ移行
したということになっておりますので、
特に摂津市だけというような状況ではご
ざいませぬ。

2点目の児童のサービスの、どの部分
がふえていくのかと、その負担がという
話にもつながるんですが、現在、大阪府
が実施主体となっておりますので、その
児童の通所サービスの負担は国が2分の
1、府が2分の1というような状況になっ
ておりますが、来年4月以降、市が実施
主体ということになりますので、国が2
分の1、府が4分の1、市が4分の1と
いうことで、新たな負担が市のほうに4
分の1ふえるというような状況になって
おります。

来年度の予算のときにまたご審査いた
だくかとは思いますが、現在のところ主
に、障害児童センターのつくし園に通所
されている方の給付費の負担を市が負担
するという形になってくると、吹田の
療育園に通所されている方の負担を市が
負担していくというような状況になって
くるということで、現在、子ども家庭セ
ンターから随時、状況を個別に市に引き
継ぎという形で、事務手続をさせていただ
いている状況でございます。

次に、3点目といたしまして、相談支
援の中身が変わっていくのではないかと
いうお話なんです、これも平成24年
度の予算のときにご審査いただくかと思
うんですが、今回、自立支援法で24年
度以降3年間の間にケアプランをすべて
つくるようにと、障害福祉のサービスを

受けている方はすべてつくるようにとい
うような法律の改正がございまして、そ
のサービスの状況を主に総合相談支援セ
ンターを中心にさせていただくように計画
しております。今まで以上に個別に丁寧
なサービス、支援ができるのではないの
かなと考えております。

4点目といたしましては、新たに10
月以降のサービスとして始まった、同行
援護の中身のことなんですけれども、弘
委員もおっしゃいましたように、今まで
は視覚障害者の方の生活支援、外出支援
はガイドヘルプのサービス、移動支援の
サービスということで、市町村が決定し
て市町村の裁量で行っていくというよう
なサービスでしたが、今回、この視覚障
害者の支援というのは、本来、国が一定
責任を持って行うべきものだということ
で、この介護給付の事業に変わったとい
うことで、摂津市の場合、視覚障害者
の方でガイドヘルプのサービス量を決定
した方に、すべてに同じ時間で同行援護
という形でのサービス量の決定をさせて
いただいているということで、現状とし
ては、視覚障害者の方にとっては、何
ら状況は困った状況にはなっていない
のかなと考えております。

次に、ケアホームの新たな、これも1
0月以降の家賃助成の中身なんですけれ
ども、現在、ケアホームに入所されて
いる方に関しましては、家賃や光熱費等
は実費負担という制度になっております。
その中で、なかなか障害基礎年金の2
級年金の枠では、ケアホームの入所とい
うのが難しいという課題が以前からご
ざいまして、家賃の1万円を上限に助
成をさせていただいているというよう
な状況になっております。

摂津市の市内の場合でしたら、多くの
ケアホームが府営住宅で行っているとい

状況でありまして、1万円の助成をすることによって、ほぼ家賃の負担がなくなっている方も出てきているというような状況で、一定、非常に有効な制度ではないのかなと考えております。

○森内一歳委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 ただ今のご質問ですけれども、直営のケアプランの作成等、市内あるいは市外をあわせました居宅介護支援事業所への原案委託の状況について、また、その受け皿については、どのような状況かというご質問であったかと思えます。それにつきましては、直営のプランの件数自体が、今のところ全体の約5割強程度となっております。

平成18年の開設当初は、おおむね6割強程度が直営のプラン作成でしたので、全体の割合でみると1割程度、委託の割合が増加していることになり、直営の包括としましてのケアプランの作成件数は、ほぼ横ばい状態という状況です。その理由としましては、包括支援センターで、高齢者を取り巻くいろいろな問題に対して、介護保険サービスを利用するという相談以外に、高齢者虐待や消費者被害、あるいは認知症の方の成年後見制度の利用の支援などの相談の増加に伴いまして、ケアプランの作成以外の業務量がふえているという実態でございます。

委託につきましては、居宅介護支援事業所のケアマネジャー一人当たり8件という上限設定はあるんですけれども、今、市内の事業所のケアマネジャーもおおむね40名いらっしゃるということですので、委託の受け皿としては、まだ可能な状況にあると思っております。

また、委託をしたプランについても、プランの提出もそうですけれども、サービス担当者会議への参加や、そのプランに対する評価等についても提出が義務づ

けられておりますので、原案の委託は実施しましても、包括の担当職員が書類等のチェックについておこなっている状況でございます。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 今、聞かせていただいて、障害者を取り巻く実態や、また、高齢者の今の状況なんかもお示しいただいたかと思うんですけれども、障害福祉の、この間の状況で、これまで府が実施主体でやっていた児童の通所を、今度は市が担っていくということでありましてか、また、市が独自に行っていた視覚障害者のガイドなんかについても、同行支援という形で、また新たな制度になっていくとかということで、さまざま、体系が変わっていくのかなと、また、障害者関連の法改定ということでいいましたら、これからも動いていくのかなと思うわけですが、そうした中でサービスを受ける障害のある当事者の方たち、また家族の方たちの暮らしにとって、よりよい方向に進めていくというのが何より大事なかなと思っております。

どこが責任を持ってやるのか、さまざまな予算案にかかわる部分の変動というのがあるかと思うんですけれども、やっぱりそうした中で、支援の低下、サービスの低下にならないような、そういうことを今後、次年度の予算の中でも検討していただけたらなと思っております。

この問題については、今後引き続き、また私どももさまざまな勉強もして、みていきたいなと思っております。

あと、ケアプランの関係の介護予防支援業務の委託負担金ということでお聞きしましたけれども、地域包括支援センターでの今の業務も本当に多岐にわたっているいろいろな出てきているということも聞きま

した。

ケアプラン原案の作成だけではないというように、これは民間のほうに一定、また受け皿があって、そこに委託をふやすというのが今回の予算の中で出てきているのかなとも思うんですけども、今後のことを考えていったときに、市の包括の中で担い切れない部分を市内民間業者委託のほうに進めていくということも、もちろん必要な部分もあるかと思うんですけども、地域包括支援センターの強化ということについては、これまでずっと訴えてきているんですけども、そのこのところを取り組んでいかないといけないなということを思っております。

その点についても、また今後の検討の中で、ぜひ取り組んでいただけるように要望しておきたいと思っております。

○森内一歳委員長 ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○森内一歳委員長 再開いたします。

議案第48号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時33分 再開)

○森内一歳委員長 再開いたします。

議案第51号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、

質疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩をします。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○森内一歳委員長 再開いたします。

議案第50号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 今回、一般会計補正予算で人件費は総務常任委員会所管ということで、一般会計では人件費を除くという話になってしまったので、聞かなかつたんですけども、介護保険特別会計は給与繰入もありますから、包括支援事業の活動にもかかわってくると思いますので、この人の動きですね、詳しくどういう状況になっているのかというのをお聞かせ願えますか。

○森内一歳委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 地域支援事業費の人件費につきましては、当初予算では、その2月時点の人員配置によって組んでおり、4月以降に人事異動等がございましたので、その分を今回補正しておることですけれども、この包括的地域支援事業費には、高齢介護課の正職員3名分の人件費であり、そのうちの1名に今回の人事異動があり、その単価差ということになっております。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 人的には、3名そのままということで、事業的には差しさわりはないということよろしいですね。

○森内一歳委員長 よろしいですか。ほ

かにはないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○森内一歳委員長 再開いたします。

議案第53号の審査を行います。

補足説明を求めます。

福永保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 それでは、議案第53号、摂津市立地域福祉活動支援センター条例制定の件につきまして、補足内容をご説明申し上げます。

本センターにつきましては、市民プール跡地に建設されます摂津市営三島住宅建設工事と一体的に、国の地域住宅交付金制度を活用して建設されるものでございます。

建物の概要といたしましては、構造は鉄筋コンクリートづくり4階建てでございまして、延べ床面積985.55平方メートル、建築面積273.83平方メートル、建築場所につきましては、摂津市三島二丁目5番4号でございます。

施設整備のコンセプトは、第4次摂津市総合計画にございますように、地域福祉活動支援の強化といたしまして、本市の地域福祉活動の中核的な施設として、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティアセンターの連携を強化し、地域福祉の推進を図ってまいることでございます。

各階の概要につきましては、1階はロビー及び社会福祉協議会でございます。

2階は、ボランティアセンター機能を集約しており、ボランティア会議室、ボランティア作業室、ボランティア準備室、録音室、ボランティア倉庫、多目的ホー

ル等を配置しております。

3階は、地域包括支援センターでございます。

4階は、地域福祉推進団体等の活動支援に供するための研修室を3室配置しております。なお、3室につきましては、スライディングウォールで間仕切りをしており、間仕切りを収納いたしますと、100名規模の研修等にも対応できるようになっております。

以上、施設の概要につきましてのご説明とさせていただきます。

○森内一歳委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 私のほうからは質疑に入る前に、摂津市立地域福祉活動支援センターの図面ですね、もしあれば資料請求させていただきたいと思っております。

○森内一歳委員長 わかりました。

暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○森内一歳委員長 再開いたします。

質疑のある方。

南野委員。

○南野直司委員 条例の中身について、1点だけお聞きしたいんですけども、市役所の本庁の開庁時間は、午前9時から午後5時15分までということになっていると思っております。この地域福祉活動支援センターの条例の中の第3条で開所時間は、午前9時から午後5時までということになっておりますけれど、その辺の部分ですね、連携もあるでしょうし、どうなっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○森内一歳委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 部長から説明がありましたように、この活動支援センター

の中に社会福祉協議会も入りますので、一応、基本的には9時から5時という形にさせていただきたいと思っております。

会議室とボランティアセンター等もありますので、そういう部分に関しては、事前に申し込みをしていただいて、受け付けさせていただき、夜の10時まで使っていただけるように運用のほうで考えていこうと思っております。

○森内一歳委員長 南野委員。

○南野直司委員 運営は、夜は5時15分ではなく、5時までということですね。

○森内一歳委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 階を全部開けておくのは午後5時までということですね。

○森内一歳委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。ありがとうございます。

○森内一歳委員長 ほかにないですか。

弘委員。

○弘豊委員 今回はこの地域福祉活動支援センター条例の制定ということで、こうした案文が出てきたわけですが、この間の議論の中で、そもそも地域福祉活動支援センター、ここの三島の市営住宅にあわせてつくる議論をされてる際に、今の社会福祉協議会でありますとか、地域包括支援センター、庁内では、なかなか機能的にも十分でない、スペース的な面が大きかったと思うんですけれども、そうした面で充実させていくということでお聞きしたかと思えます。

それで、ファミリーサポートセンターでありますとか、ボランティアセンター、今後、ますます役割も大きくなるのでという議論もされていたかと思うんですけれども、なかなかこの条例の中身を見る限り、これまでの枠の中で今後も運営していくのかなみたいにとれるわけなんですけれども、例えば、地域福祉活動の中

核的な施設として、今後より一層機能強化していくということでしたら、先ほど南野委員から、5時まででいいのかなというご質問だったと思うんですけれども、その点について、私もこの条例案を見て疑問に思ったところです。

また、あわせて、開所日は平日に限るということでもありますから、土曜、日曜、祝日は休みになりますけれども、さまざまな地域福祉活動を取り組まれている団体の皆さんにとっては、平日も使うし、また休みの日であっても同じように使えるというスペースというのが、特に団体供用室とか、そういったものでは必要なんじゃないのかなとも思っておりますし、また、普段はなかなかボランティアとかに参加しにくいけれども、休みの日だったらかかわれるという、例えば学生だったり、社会人の方だったり想定されていないのかなと思って、若干、その辺のところの検討、今後の見通しについて、担当課のご意見を聞きたいと思えます。

○森内一歳委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 先ほど申しました開館は、一応9時、5時としております。社会福祉協議会、地域包括支援センターが入っておりますので、それで運用規定を設けて、その中で事前申し込みをいただいて、土曜日、時間外に活動をされる団体がありますので、そこは時間外で夜間は10時までとか、土日の開館を運用していこうと思っております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 運用規定の中で柔軟に対応できたらというお考えかなと思うんですけれども、会館の管理等々にかかわりましたら、やはりそこに職員なり、管理人になるのかわかりませんが、配置が要るのかなとも思うわけですが、その

あたりのところで、なかなかこちらではイメージが持てないということなんですけれども、地域福祉活動については、今もさまざまな活動拠点で取り組みをされている、そういう報告なんかもいろいろ聞いていますし、またそういう方たちが、なかなかいつも同じメンバーであったりとか、もっと若い人たちに参加してほしいとか、そういうことなんかもお聞きします。また、この間、認知症高齢者の実態把握の取り組みの中では、包括支援センターと社会福祉協議会がそれぞれ役割を持って、更にインフォーマルな支援みたいところが強調されてたりとかしてるのかなと思うんですけれども、そうしたときには、もちろんそのインフォーマルなところだけで支えていくとは、私は思っていませんけれども、そここのところの強化ということをいいましたら、今、中核的な役割を果たしていくという、この位置づけもすごく高まってくるのかなと思っております。

そうした中で、もう少し具体のところがお聞きできるようでしたら、この際なのでお願いしたいと思います。

○森内一歳委員長 丹羽課長代理。

○丹羽保健福祉課長代理 地域福祉活動支援センターの具体的な事業等に関してですけれども、先ほど開館時間につきましては、前野課長のほうから説明したとおりに、原則的には9時、5時ということで考えております。

ただ、このセンターを利用される団体として想定しているのが、ボランティアで活動されてる団体でございます。現状は西別館で活動されていまして、先ほどご指摘があったように、土曜日のご利用もありますし、総会時期になりますと、3月、4月は夜間の利用がありますので、その部分については、事前に申し込み

をいただいて、開館していきたいと考えております。

管理運営につきましては、社会福祉協議会と、あと地域包括支援センターも入りますので、一体となって効率的に運営をしていきたいと考えております。

あと、学生のボランティア参加等のご意見もあったかと思えますけれども、現状ではございませんが、ボランティアセンターと連携をとりまして、土日のボランティア講座等も、今、検討しているところでございます。

○森内一歳委員長 よろしいですか。

弘委員。

○弘豊委員 この条例にかかわっては、こうした文面になるのかなということも理解いたします。そうした上で、やはり中身ですね、この新しくできる施設の中身のより一層の充実の面で、今後取り組まれるようお願いしたいと思います。

地域福祉の問題は、今、介護もそうですし、さまざまな福祉が必要な方たちの支援ということでしたら、その公的な役割が本当に求められますし、そうした中で地域福祉に任せてしまうのではなく、その辺のところでのしっかりした役割も含めて、要望として、私からは、以上とさせていただきたいと思えます。

○森内一歳委員長 ほかにないですか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 今、議論を聞かせていただいて疑問が解消せんもんですから、お聞きしたいと思います。

施設管理について、市の施設ですから、当然、最終責任は摂津市にあるわけですが、どういう考えを持っておられるかということですね。先ほど社会福祉協議会と地域包括支援センターが一体で管理という話もしてもらったんですけれども、例えば、3階は地域包括が使うこ

とを社協は知らなかったとかいうような話になったら、ちょっとそごがあるのかなと、責任者は、要するに誰なのかと。結局、イメージというか、管理についてどういう考えを持っておられるのか、しっかりしておいてもらいたいと思うんです。

4階建ての建物ですし、これからもいろいろ事故が起きたりとかいうこともありますから、しっかりどう管理をするかということと、管理の委託を外郭に出すという話になるんでしょうかね。

それと、そういう管理についても、条例でうたう必要はないのか、条例には何もないんですけれども。

それから、そういう意味で運用してみないと、ボランティアセンターのボランティアの方々とかね、わからんということであるならば、その施行規則は、そういう時々不都合があれば、変更して議会にも示していただけるのか、そういう点をお尋ねします。

○森内一蔵委員長 丹羽課長代理。

○丹羽保健福祉課長代理 山崎委員のご質問の施設管理についてでございますが、責任者については参考資料でございます施行規則の第2条にセンター長を置くということで、全体の管理については、保健福祉課長が管理していくことになっていくかと思えます。

具体的に夜間の開館等につきましては、防犯上の指摘もありましたけれど、1階部分が社会福祉協議会になりますので、社会福祉協議会で事前に申し込みがあったときには、開館をしていくように、今、協議を進めているところでございます。

当然、管理人というか職員が常にということじゃなくて、開館するときは管理人を置くようになるかと思えますけれども、具体的にどこの団体ということはまだ言えない状況でございます。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 そういうのも決まって、施行規則で責任者が課長というのは、今、初めて聞きましたけれども、責任者も置いてということですね。その施行規則なんか不都合が出てくればお示しいたいて、変更があった場合は委員会のほうへ出てくるということですよ。

○森内一蔵委員長 管理の件についてはね、各委員もいろいろあると思いますけれど、きちっと責任の所在がわかるようにやっていただくということ、私からも要望しておきます。

ほかにはないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時3分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○森内一蔵委員長 再開をいたします。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第46号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号について、可決すること

に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第51号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第53号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時6分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森 内 一 蔵

民生常任委員 弘 豊